

【外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護並びに

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護】

《 養護老人ホーム 士別桜丘荘 》

重 要 事 項 説 明 書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

- ・電 話 0165-23-2560
- ・担当窓口 計画作成担当者 佐山 友美

※ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

2. サービスの内容

(1) 基本サービス

① 特定施設サービス計画並びに介護予防特定施設サービス計画の立案

事業所は、次の各号に定める事項を計画作成担当者が行います。

ア 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型指定（介護予防を含む。）特定施設入居者生活介護サービスの目標及びその達成時期、目標達成のための具体的サービス内容、サービスを提供する上での留意点、サービス提供の期間等を盛り込んだ特定施設サービス計画並びに介護予防特定施設サービス計画を作成し、利用者並びにその家族へ説明し、文書により同意を得ます。

イ 必要に応じて特定施設サービス計画並びに介護予防特定施設サービス計画を変更します。なお、変更の際には、その内容を利用者へ説明し同意を得ます。

ウ 特定施設サービス計画並びに介護予防特定施設サービス計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

エ 外部サービス利用型指定（介護予防を含む。）特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、主治の医師等からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決する課題を把握します。

オ 事業所は、特定施設サービス計画並びに介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者の日常生活の営みに必要な支援を行います。

カ 特定施設サービス計画並びに介護予防特定施設サービス計画に基づくサービス提供の開始時から、当該計画に記載したサービス提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者について解決する課題を把握します。

キ モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて特定施設サービス計画並びに介護予防特定施設サービス計画の変更を行います。

② 利用者の安否の確認

事業所の従業者により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③ 生活相談等

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関することの等の相談に応じます。

(1) 受託居宅（介護予防）サービス

特定施設サービス計画並びに介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、療養等のその他日常生活上の支援について、下記サービスにつき事業所が委託する指定居宅サービス事業者並びに指定介護予防サービス事業者により提供します。なお、下記のサービス以外は、状況に応じて指定居宅サービス事業者並びに指定介護予防サービス事業者により提供します。

[指定訪問介護並びに指定介護予防訪問介護]

[指定訪問看護並びに指定介護予防訪問看護]

[指定通所介護並びに指定介護予防通所介護]

[指定通所リハビリテーション並びに指定介護予防通所リハビリテーション]

[指定訪問リハビリテーション並びに指定介護予防訪問リハビリテーション]

(2) 設備の使用、手続き並びに介護サービス等

次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によりますので、ご参照下さい。

① 居室

居室につきましては、入所後、利用者の状況に応じて居室変更をする場合がありますのでご了承下さい。

ア 利用者は原則として、事業所が指定する居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

1、日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき

2、現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき

3、より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき

4、その他、既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

イ 事業所は、外部サービス利用型指定（介護予防を含む）特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て居室を移動させることができます。

ウ 事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を詳しく利用者に伝え同意を得た上で行います。

エ 居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復して下さい。費用の負担割合はその都度協議します。

② 食 事

朝 食 8 : 0 0 より

昼 食 1 2 : 0 0 より

夕 食 1 7 : 0 0 より

- ・食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

食事介助は原則として、特定施設サービス計画並びに介護予防特定施設サービス計画に沿って必要に応じて受託居宅サービスにて対応します。従業員へ相談して下さい

③ 入 浴

入浴介助は原則として週2回、入浴又は清拭を行います。身体状況及び特定施設サービス計画並びに介護予防特定施設サービス計画に沿って必要に応じて受託居宅サービスにて対応します。

④ 日常の介護

日常生活上の更衣、排せつ、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等、状況に応じ特定施設サービス計画並びに介護予防特定施設サービス計画に沿って介護を行います。

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。必要に応じて、特定施設サービス計画並びに介護予防特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。

⑥ 健康管理

定期的に、医務室にて協力病院の医師による定期診察、健康相談サービス等を行っています。なお、遠方の病院への外来受診は原則として、ご家族で実施していただきます。(介添えが必要な場合にはご相談下さい。)

(3) その他のサービス

次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によりますので、ご参照下さい。

① 散髪

毎月、散髪のを機会を設けておりますので、実費負担にてご利用頂けます。

② レクリエーション

年間を通して利用者の交流会等の行事を行います。

③ 移動売店

週1回木曜日、嗜好品の販売を行っていますので、ご希望の方は実費負担にてご利用頂けます。

④ 利用者の会 (互助会)

利用者同士の親睦と自治の為の会です。(会費は月額200円です。)

3 利用料金

(1) 介護保険サービス利用料

利用料は、「別紙利用料金」の各区分に従い算定した額とします。但し契約後、厚生労働省の報酬告示額が改正された場合には、その改正額となります。

(2) その他自己負担となる料金 (保険外の費用で全額利用者の負担となるもの)

・特定施設入居者生活介護施設（介護予防を含む）に係る利用料

ア 特別な介護費用

・おむつ代等

(3) 支払方法

利用者は、当月請求額を毎翌月末までにお支払い頂きます。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります）

4 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 利用者相談・苦情窓口

・担当 管理者 岡 大 輔

・電話 0165-23-2560

(2) その他

事業者以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

平成 年 月 日

当事業所の外部サービス利用型指定（介護予防含む）特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 所在地	士別市東11条4丁目3029番地19
法人名	社会福祉法人 三愛会
事業所名	養護老人ホーム 士別桜丘荘
代表者名	理 事 長 佐藤 京子
説明責任者	施 設 長 岡 大輔
説明担当者	

利用者並びに身元引受人は、契約書および本書面により、事業者から外部サービス利用型指定（介護予防含む）特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 士別市東11条4丁目3029番地19
養護老人ホーム 士別桜丘荘

氏 名 ㊟

身元引受人 住 所

氏 名 ㊟